

仕様書

1 業務名

令和8年度佐賀市自動運転バス実証事業車両調達及び実証運行業務

2 事業の目的

佐賀市では、自動運転等の交通DXを推進し、利用者の利便性及び事業者の生産性等を向上させることで地域課題を解決し、子どもから高齢者まで様々な世代が安心して暮らせるまちづくりを目指している。

そのような中、人口減少や少子高齢化、働き方改革等の影響によって、深刻なバス運転士不足となっており、路線バスの減便や廃止が相次ぐなど、「住民の身近な移動手段の維持」や「新たな移動ニーズへの対応」が困難な状況となっている。こうした課題を解決するため、佐賀市では、令和5年度から自動運転バスの社会実装に向けた取組を行ってきた。

令和8年度は、令和10年度の自動運転バスの社会実装を目指して、自動運転バス車両を調達するとともに実証運行を行う。また、本実証事業の成果を踏まえて「佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画」を改訂する。将来的な自動運転の実装を通じて、住民の身近な移動手段の維持や、SAGAアリーナへの移動をはじめとした新たな交通ニーズへの対応を目指す。

参考

令和5年度：佐賀駅北口～SAGA サンライズパーク間において、レベル2の実証走行を7日間実施

令和6年度：佐賀駅バスセンター～SAGA サンライズパーク（市文化会館前）において、レベル2（一部区間はレベル4相当）の実証走行を15日間実施

令和7年度：佐賀駅バスセンター～SAGA サンライズパーク（市文化会館前）において、レベル2（一部区間はレベル4相当）の実証走行を25日間実施

3 用語の定義

(1) 自動運転レベル

「官民ITS構想・ロードマップ2020 III将来像の実現に向けた取組 1自動運転の社会実装 表2：運転自動化レベルの定義の概要(JASO TP18004の定義を採用)」のとおりとする。

レベル	概要	操縦の主体
運転者が一部又は全ての動的運転タスクを実行		
レベル0	運転者が全ての動的運転タスクを実行	運転者
レベル1	システムが縦方向又は横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
レベル2	システムが縦方向及び横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
自動運転システムが（作動時は）全ての動的運転タスクを実行		
レベル3	・システムが全ての動的運転タスクを限定領域において実行 ・作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に適切に応答	システム（作動継続が困難な場合は運転者）

レベル4	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行	システム
レベル5	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を無制限に（すなわち、限定領域内ではない）実行	システム

(2) 自動運転バス

自動運転レベル4相当のシステムを搭載し、旅客等の運送に供する車両

(3) 準備運行

自動運転バスを走行させ、主に自動運転技術や安全面の検証を行い、実証運行に備える運行のことをいう。

(4) 実証運行

自動運転バスを走行させることにより、将来的なレベル4実装に必要な許認可等の取得に向けたデータ取得、課題の抽出及び解消を図る運行のことをいう。

(5) 事後運行

実証運行期間後に自動運転バスを走行させ、主に実証運行で抽出した課題解決のためのデータ取得及び検証を行う運行のことをいう。

4 業務期間

①車両調達業務：契約締結の日から令和8年10月7日（水）まで

②実証運行等業務：契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

※自動運転バスが走行する期間は「5 業務の内容」を参照のこと。

※業務の実施に係るスケジュールについては、業務開始当初に発注者に対し原案を示し、協議により決定すること。

※スケジュールに変更が生じる場合は、明確な理由を提示し、発注者と協議をしたうえで変更すること。

5 業務の内容

【業務区分①：車両調達業務】（発注者：佐賀市交通局）

次に掲げる事項を全て満たす自動運転車両を1台調達すること。

(1) 車両性能

ア 国土交通省「自動運転車の安全確保に関するガイドライン」に対応する自動運転車であること。

イ 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることができること。

ウ 路上駐車車両を自動で回避する機能を有する等、自動運転レベル4での走行が可能な機能を有していること。

エ「【業務区分②：実証運行等業務】(1)カ 信号連携」への対応が可能であること。

オ EV車両とすること。

カ 乗車定員22人以上、座席数19席（運転席を除く。）以上であること。

キ 時速35km以上での走行が可能であること。

ク 遠隔で監視を行うための遠隔型自動運転システムを搭載していること。

ケ 運転士の状況、バスの走行位置、自動走行の状況、障害物検知の状況等の映像を投影するこ

とができる車内モニターを2台以上設置していること。

コ 車イス用スロープなど、バリアフリーに配慮した設備を備えていること。

サ エアコン（冷暖房機能付き）を実装していること。

シ 一般乗合旅客自動車運送事業に必要なワンマン機器等を備えていること。なお、下表に掲げる仕様内容に適合していること。

項目		仕様内容																				
行先表示器	銘柄	【指定購入品】 オージ製 LED型三連動式																				
	操作スイッチ	ダッシュ盤に取付																				
	制御装置	音声合成・運賃表示・行先表示の完全連動																				
ワンマンバス放送装置	本体	【指定購入品】 クラリオン製CA-9000																				
	マイクロホン	【指定購入品】 EMA-018-102																				
	運転席操作器	【指定購入品】 RCA-219-101																				
運賃機器	運賃箱	【指定購入品】 小田原製RX-NZS型 ※ICカード機器取付に必要な改造を行うこと。																				
	整理券発行器	【指定購入品】 小田原製SAN-VTN型 音声合成と連動																				
	運賃表示器	【指定購入品】 小田原製BFD-1502S 音声合成と連動																				
ICカード機器、配線等	カードリーダー、その他機器配線等	【指定購入品】 メーカー指定要領により配線等の施工を行う																				
	車載機器	【支給品】 支給品明細 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>メーカー・品番等</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">IC (nimoca) 車載機器</td></tr> <tr> <td>・制御部</td><td>BUC-12</td><td>1</td></tr> <tr> <td>・降車リーダ・ライタ</td><td>BUA-10</td><td>1</td></tr> <tr> <td>・乗車リーダ・ライタ</td><td>BUB-12</td><td>1</td></tr> <tr> <td>・標準操作盤</td><td></td><td>1</td></tr> <tr> <td>・液晶表示器</td><td></td><td>1</td></tr> </tbody> </table> ※配線等は指定購入品 ※取付は現地（佐賀）で行うこと。	品名	メーカー・品番等	数量	IC (nimoca) 車載機器			・制御部	BUC-12	1	・降車リーダ・ライタ	BUA-10	1	・乗車リーダ・ライタ	BUB-12	1	・標準操作盤		1	・液晶表示器	
品名	メーカー・品番等	数量																				
IC (nimoca) 車載機器																						
・制御部	BUC-12	1																				
・降車リーダ・ライタ	BUA-10	1																				
・乗車リーダ・ライタ	BUB-12	1																				
・標準操作盤		1																				
・液晶表示器		1																				

ス 車両の構造等について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）その他関連法規及び基準等に適合するもの。

(2) 車両の保管

ア 調達した車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送車両の保安基準等、関係法規及び関係規格に適合させ、発注者が定める時期までに事業用車両として自動車検査登録を行うこと。その際、車両の調整又は改造等が必要な場合は施すこととし、使用の本拠の位置は佐賀市内とする。なお、自動運転車両の保管場所は、発注者が指定し、作業開始の前までに受注者に別途通知する。

イ 自動運転車両の保管場所は、発注者と受注者との協議により変更することができる。

- (3) 保証期間は、機器類ごとに定めるものとし、いずれも納入の日から最低2年間とする。保証期間において機器類に不備欠損が生じた場合は、受注者の負担により速やかに改修するものとする。故意の操作等による故障、破損については保証の対象外とする。
- (4) 自動運転システムのソフトウェアアップデート、車両・システム保守、サイバーセキュリティへの対応について提案に含めること。
- (5) 車両及びソフトウェアに関する重大な瑕疵が発見された場合は、受注者は期間の定めなく、その責任において適切な対応を行うこと。

【業務区分②：実証運行等業務】（発注者：佐賀市）

「2 事業の目的」に向けて自動運転バスの運行を実証する業務とし、具体的には次の各号のとおりとする。

なお、「令和5年度サンライズストリート自動運転バス走行実証事業」、「令和6年度サンライズストリート自動運転バス運行実証事業」及び「令和7年度佐賀市自動運転バス実証事業」の成果を踏まえて取り組むこと。

(1) 事業の計画・準備

ア 事前調査・計画作成

現地調査を含め、本業務の実施に係る詳細な計画作成を行い、発注者へ提出すること。特に、「令和7年度佐賀市自動運転バス実証事業」で抽出された次に掲げる課題への対応策等について明示すること。

a) 路上駐車車両（大型車両及び複数車両）の回避

b) SAGAサンライズパーク（市文化会館前）バス停（降車）からSAGAサンライズパーク（市文化会館前）バス停（乗車）までの回送区間における2車線以上の車線変更

イ 自動運転バスの手配

準備運行期間、実証運行期間及び事後運行期間は、本業務により佐賀市交通局（以下「市交通局」という。）が調達する自動運転バスを使用して運行すること。

また、車体には、自動運転バスが走行していることを歩行者や周囲の車両が認知できるようなラッピングを行い、視認性を高めること。ラッピングは部分ラッピングとし、デザインを複数回協議すること。

ウ 自動運転バスの管理・保管

発注者が指定する場所に駐車及び保管をすること。ただし、充電場所は受注者で確保すること。駐車又は保管場所を変更する際は、発注者へ報告したうえで変更すること。

エ 道路インフラ等調査

実証運行の対象となる自動運転区間において、道路インフラの状況等の走行環境を調査し、自動運転を行ううえでのリスクを把握すること。

オ 3次元地図作成

実証運行に必要な3次元地図を作成すること。

カ 信号連携

より円滑・安全な自動運転を実現するため、自動運転バスが信号機と連携し、信号の切替タイミングの情報を受信することでスムーズな停車・発車を行う仕組みを、アパホテル前交差点で構築し、実証運行すること。なお、設備は実証運行後も撤去しないこととする。

キ 周知（広報活動）の実施

自動運転の社会受容性を高めるために、自動運転バスの実証運行を告知し、自動運転の技術等を説明したチラシ（A4程度）のデザインを2種類作成すること（印刷不要）。

また、「佐賀市レベル4モビリティ・地域コミッティ」等の会議において、必要に応じて関係組織・団体へ説明すること。

さらに、自動運転バスの安全性・先進性を伝えること等により自動運転バスの社会受容性を高めるため、自動運転バス車内外の様子や自動運転の技術等を説明する映像の制作、佐賀駅バスセンター等におけるモニターの設置、パネルの製作・掲示等による情報発信を行うこと。

ク 実施体制の構築

安全な準備運行及び実証運行を実施するため、本業務の実施を目的とする体制を構築すること。

体制を構築するうえで、以下の業務・責務を担う者を選任し、発注者に報告をすること。やむを得ない理由により選任者を変更する場合は、事前に発注者と協議のうえ報告すること。

a) 運行に関する責任者

自動運転バスの運行を統括させるため、「自動運転バスの運行に必要な専門的知識を有する者」を配置すること。

また、車両の不調による事故、運休、遅延及び苦情の発生を避けるため、「自動運転バス及び自動運転システムを適切に管理する者」を配置すること。

なお、「自動運転バスの運行に必要な専門的知識を有する者」と「自動運転バス及び自動運転システムを適切に管理する者」は、兼任させることができる。

b) 運転者

自動運転バスの運行のために車両を操縦する者を配置すること。その際、厚生労働省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」を順守すること。

なお、準備運行期間の一部及び実証運行期間は市交通局の運転士が乗務するが、その際は市交通局の運転士へ添乗指導を行うこと。

c) 自動運転補助説明者

乗客に対して自動運転バスへの乗降を案内し、走行中に自動運転に関する解説等を行い、アンケート調査への協力を依頼する者を配置すること。運行の際は、乗車定員の管理も行うこと。

なお、「自動運転バスの運行に必要な専門的知識を有する者」及び「自動運転バス及び自動運転システムを適切に管理する者」と「自動運転補助説明者」については、兼任させることができる。

ケ バス停留所の確保

佐賀駅バスセンター、佐賀駅北口バス停（SAGAサンライズパーク（市文化会館前）行きに限る。）及びSAGAサンライズパーク（市文化会館前）バス停に、時刻表ポール及びサインを設置し、自動運転バスの発着場所としての視認性を高め、たうえで専用時刻表を掲載すること。

佐賀駅北口バス停（佐賀駅バスセンター行きに限る。）及び商業校門前バス停については、専用時刻表を作成し、既存のバス停に掲載すること。

コ 業務打合せ

発注者との円滑な業務遂行を図るため、必要に応じて打合せを実施し、業務の進捗状況、課

題及び今後の対応方針について報告すること。

また、発注者が出席を求める会議、関係機関との協議等に参加し、必要な説明及び資料作成を行うこと。

(2) 準備運行の実施

ア 準備運行の実施

実証運行を確実にを行うため、実証運行を行うルートで、令和8年10月～令和8年11月のうち必要な期間、準備運行を実施すること。なお、準備運行における一般乗車対応は行わない。

イ 市交通局運転士の教習

市交通局の運転士が実証運行時に乗務できるよう、6名以上の運転士に対し、準備運行の期間中に一人あたり3日間の教習を行うこと。

(3) 実証運行の実施

ア 運行計画

次に掲げる条件を基に運行計画を作成し、運行すること。

イ 運行ルート

佐賀駅バスセンター～SAGAサンライズパーク（市文化会館前）

※佐賀駅北口バス停及び商業校門前バス停においても、利用がある場合は停車する。

※回送区間は発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 運行期間

令和8年11月～12月のうち、発注者が定める40日間

エ 自動運転レベル

レベル2（レベル4相当）

オ 運賃

市交通局が定める額

カ 運行本数・ダイヤ

発注者が指定する運行ダイヤに沿って1日12便運行すること。

キ 乗車定員

1回の乗車人数は、発注者と協議のうえ、着座で乗車できる人数を基本とし、事前に安全性の検証ができた場合は、立席を含めた人数とすること。なお、予約管理は不要とするが、現地において乗車定員を管理すること。

ク モニター等での解説の実施

自動運転補助説明者は、自動運転の状況を車内モニター（2台以上）等に表示するとともに、乗客に対して解説すること。

ケ アンケートの徴取と回答の整理

自動運転の安全性や社会受容性を問うアンケートを作成し、乗客等に対して回答を依頼すること。回答を依頼する際は、webサイトのQRコードがついたチラシを渡す等の工夫をすること。

実証運行終了後に、アンケート結果をグラフ等で分かりやすくまとめること。

コ 緊急・不測の事態への対応

- a) 準備運行、実証運行及び事後運行において、不測の事態に備えた対応を行うこと（車内外のモニタリングシステムの設置や駆けつけ要員・作業車両の確保等）。また、保険加入等の必要な措置をとること。
- b) 自動運転バスの運行に関して指摘・意見又は忘れ物等の対応依頼を申し出た者に対して、遅滞なく誠意をもって対応するとともに、対応内容を発注者に報告すること。
- c) 事故発生時に、当該車両に乗車する乗客の保護に関して、適切な処置をすること。また、警察や消防に通報した後、速やかに発注者へ報告すること。
- d) 天災その他の事故により、乗客が死亡又は負傷したときは、次に掲げる事項を実施すること。

- ・応急手当等

- 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。

- ・家族等への通知

- 被害者が負傷した場合は、速やかにその旨を家族等に通知し、誠意をもって対応すること。なお、補償に要する費用は保険などを活用し、受注者の責任で対応を完了すること。

- ・遺留品の保管

- 遺留品を保管し、返還に努めること。

- ・その他

- その他、事故発生時に適切な対応をとること。

- e) 事故、重大な故障、通信障害その他実証運行に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合の連絡体制及び対応手順をあらかじめ整備し、発注者へ提出すること。

サ 「佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画」の改訂に向けた調査・データの収集

今後の社会実装に向けた課題を明らかにするため、自動運転システムの作動状況データ、走行環境データ、車内監視データ等を適切に記録・整理することで、今後の検討に資するための調査を行うこと。

(4) 事後運行の実施

実証運行で抽出した課題の解決を図るため、実証運行終了後の必要な期間、事後運行を実施すること。なお、事後運行における一般乗車対応は行わない。

(5) 「佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画」の改訂

本実証事業の成果を踏まえ、令和7年度に策定した「佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画」を改訂すること。改訂にあたっては、自動運転バスの実用化に向けて、安全面、運行サービス面、技術面、体制面、経済面、社会受容面、今後のスケジュール等を多角的に検討し、発注者と協議を行い、関係者が令和10年度からの実用化に取り組むための実効性のある計画とすること。

具体的には、以下の内容を整理し、「佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画」を作成すること。

ア 取り組むべき内容

- a) 安全性を確保するための措置（安全面）

- b) レベル4の許可取得に向けた円滑な運行に必要な措置（運行サービス面）
- c) 安全性の確保や円滑な運行を実現するための自動運転技術等の確保（技術面）
- d) 自動運転バスを活用した運行を実現するための体制（体制面）
- e) 将来にわたって安定した運営の実現（経済面）
 - ・中長期的な運営コストの試算
 - ・財源確保の取組の検討
 - ・経済波及効果のシミュレーション
 - ・自動運転バスの複数台導入によるスケールメリットの整理及び市域における横展開の検討
- f) 自動運転に関する社会受容性の醸成（社会受容面）
- g) 運行に関する許認可の取得
- イ 取組のステップ及びスケジュール
- ウ 関係機関の協力体制
- エ 通信・情報セキュリティに関する取組
- オ その他自動運転バスを活用した運行の実現のために行うべきこと

6 関係機関等との協議

自動運転バスの運行のため、次に掲げる手続きについて、関係機関と調整すること。

(1) 道路使用許可

停留所標識や信号連携装置を設置するため、道路交通法第77条の規定による道路使用の許可に関し、当該事務を所管する機関等に申請等を行い、許可を得ること。なお、所管機関との事前協議は発注者が行う。

(2) 道路占用許可

停留所標識や信号連携装置を設置するため、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による道路占用の許可に関し、当該事務を所管する機関等に申請等を行い、許可を得ること。なお、所管機関との事前協議は発注者が行う。

(3) 国の補助事業に係る実績報告、中間検査、確定検査その他発注者が必要と認める資料作成及び現地確認等について協力すること。

(4) 自動運転レベル4許認可申請準備

令和10年度にレベル4実装するため、関係機関との協議など許認可申請に向けた準備について発注者と協力すること。

7 成果品

(1) 業務実施計画書

(2) 業務完了届

(3) 実績報告書（効果検証等を含む。）

※乗車実績、自動運転化率、アンケート結果の分かる資料（写真等）を添付すること。

(4) 佐賀市レベル4自動運転移動サービス実装に向けた実用化計画

※令和7年度に策定したものを改訂

8 法令等の遵守

- (1) 「佐賀市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。なお、個人情報の取扱いについても契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

9 業務の再委託

本業務委託の再委託は認めない。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者から書面による承諾を得た場合においては、この限りではない。

10 機密の保持

- (1) 本業務を実施するに当たり、発注者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 取得後、自らの責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 発注者から秘密でないと指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に発注者と協議の上、承認を得たもの
- (2) 発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 本業務に係る作業に関与した者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 国土交通省その他関係機関による現地確認、視察、報道対応その他発注者が必要と認める対応について協力すること。
- (2) 本業務に係る帳簿、証拠書類その他関係資料については、業務完了後5年間保存すること。
- (3) 本業務委託により生じた成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は発注者に帰属するものとする。また、発注者は成果品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は発注者に対して著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 本業務により発生した特許権等の知的財産権（前項に規定する成果品の著作権を除く。）の帰属については、本業務に対する発注者及び受注者の貢献度を踏まえ、両者協議の上で決定するものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たり、第三者が所有する権利を用いる場合においては、権利関係の処理等を適切に行うこと。

- (6) 本業務の遂行に当たり疑義等が発生した場合においては、詳細を発注者へ報告の上、必要に応じて協議を行うものとする。
- (7) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者と協議の上、変更することができるものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。

1 2 実証運行に係る地図

